

「公益財団法人松戸みどりと花の基金助成金交付に関する内規」

(公益財団法人松戸みどりと花の基金助成金交付要綱 第10条の規定により定めた事項)

公益財団法人松戸みどりと花の基金（以下「本法人」という。）助成金の交付にあたっては、次のとおりとする。

1. 都市緑化推進に関する事業に要する経費

(1) 認められるもの

花苗・肥料・種・腐葉土等の原材料、関係機材（スコップ、鎌等）、都市緑化推進に要する事務費・通信費・印刷費。

(2) 認められないもの

飲食代、各種会費（イベント等への参加費、謝礼金を含む）、交通費、保険代、会議費^{※1}（飲食代・都市緑化推進に関わらない会議）など

※1 会議の費用内訳、会議概要（会議名・開催日時場所・出席者・会議概要）等を提出し、飲食代を含まず、都市緑化推進に関わるものと認められた場合を除く。

2. 活動場所が決定しており、概ね1年以上の活動実績があること。

また、同活動場所での活動経費に係る直近の1年間の予算・決算書の提出ができること。

3. 都市緑化推進に関する事業が、当該団体等の予算（自主財源）で事業推進（活動）が困難である場合に限り交付対象とする。

4. 土地所有者の了解が得られた等の証となる提出書類とは、覚書・契約書・公共施設管理・設置許可書等とする。

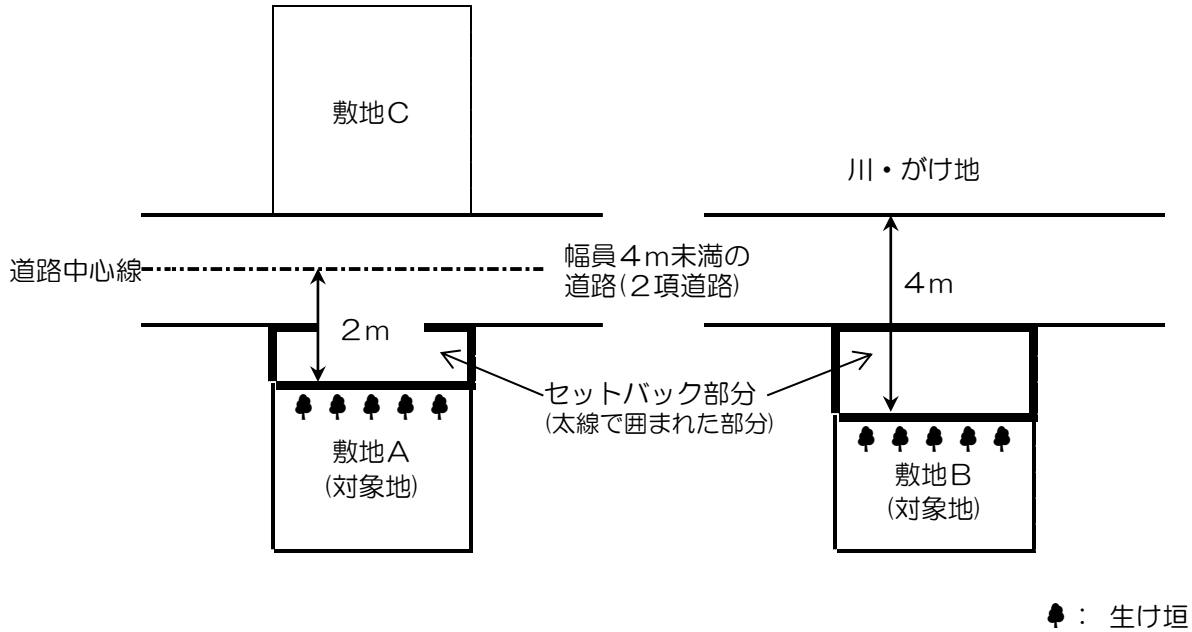
なお、この提出書類は写しで足りるものとする。

5. 活動の対象となる土地において、所有者の了解が得られなかった場合は、交付対象外とする。

よって、了解の得られる見通しで交付申請し助成金の交付を受けた場合は、遅滞なく助成金を返還するものとする。

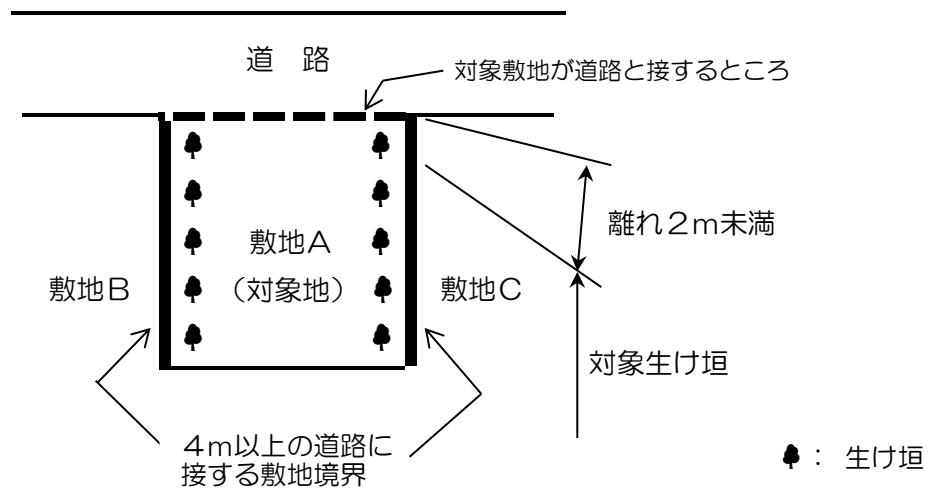
6. 花壇・フラワースタンド・プランターの設置場所（活動場所）は、多数の市民が観ることができる場所であること。

7. 幅員4メートル以上の道路とは、建築基準法 42 条2項道路(幅員4メートル未満)におけるセットバックがされている場合を含むものとする。



8. 幅員4メートル以上の道路(建築基準法 42 条2項道路におけるセットバックがされている場合を含む)に接する敷地境界とは、同道路に接する敷地(対象地)における図の太線(実線)部分とする。

なお、この太線部分に面する生け垣の設置又は改修は、同道路から2メートル以上離れてはならない。



9. 本法人の事業である、「松戸みどりと花のコンクール」、「緑化普及講習会」及び「花募金」等への参加やPR活動等に協力すること。

附 則

この内規は平成26年10月1日から施行する。

附 則

この内規は平成28年5月27日から施行する。
(平成28年5月27日 助成金交付審査会 承認)

附 則

この内規は平成29年12月13日から施行する。
(平成29年12月13日 助成金交付審査会 承認)